移動等円滑化取組報告書(航空旅客ターミナル施設)

(令和2年度)

住 所 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地

事業者名 関西エアポート株式会社 代表者名 代表取締役社長 山谷 佳之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1)移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅 客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客搭乗橋	・搭乗橋更新に合わせ、段差のない搭乗橋を導入する。大 阪国際空港で11基を既に導入済み、2019年度は3基更新予 定。関西国際空港第1ターミナルビルは来年度から順次導入 予定。(2019年度~順次)	大阪国際空港にて13 基を導入済み。
誘導ブロック	・関西国際空港第1ターミナルビル、関西国際空港第2ターミナルビル、大阪国際空港ターミナルビルにおいて、既設の視覚障がい者誘導用ブロックの改修を行う。(2019年度~2020年度)	大阪国際空港にて館 内の視覚障がい者誘 導ブロックの補修を 実施。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
空港を利用する他事業者との連携	航空会社、空港内事業者との連携強化を行い、人的な支援 の充実を図る。	(関西国際空港) 島内 従業員を対象とした サービス介助セミナー を2月に実施。 (大阪国際空港) 各事 業者へ施設案内MAPを 配布。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	視覚障がい者等にも当施設を安心して使用いただけるよう HPの充実、改修を実施する。 (2019~2020年度)	1月に実施された交通 事業者向けのウェブア クセシビリティセミ ナーに参加。関係者に よる打ち合わせの実 施。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	職員に対して国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修プログラムに準拠した研修を行う。(2019~2020年度)	3月に開催を予定していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い延期。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1) と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・ターミナルビル内において車椅子使用者や医療機器を使用している方への配慮を一般の方へ理解、協力のお願いをHP・館内サイネージ等に掲出する。
- ⇒新型コロナウイルス感染症の影響に伴い延期。次年度で実施予定。
- ・航空会社や交通事業者と、それぞれに寄せられた、航空機、空港、交通機関に関する障がい当事者等の意見を集約・共有する。
- →新型コロナウイルス感染症の影響に伴い延期。次年度で実施予定。
- ・担当部署を中心に確認と評価を実施する会議を開催する。
- ⇒ハード・ソフトの担当部署にて会議を実施済。

(3)	その他

Ⅱ 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(令和2年3月31日現在)

航空旅客ターミナ ル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数		段差への対応	搭乗ゲートの数	視害導口のの有無の のの	備の設 置の有 無	障害者 対所の 設置無
関西国際空港 第1ターミナルビ ル 空港会社部分	大阪府泉佐野 市 大阪府泉南郡 田尻町	64,000人	0	0	53 ※ 1 (43)	0	0	0
関西国際空港 第2ターミナルビ ル 空港会社部分	大阪府泉南郡 田尻町	15,000人	0	0	28 ※ 2 (0)	0	0	0
大阪国際空港 ターミナルビル	大阪府豊中市	43,000人	0	0	36 (29)	0	0	0
(合 計) 計 3 ターミナル		122,000人	3	3	117 (72)	3	3	3

Ш	高齢者、	障害者等の移動等の円滑	化の促進に関する法律施行規則第	56条の2で定める要件に	2関する事項
ш		THE			- 1 ハ ノ ユ ア バ

II 同即有、厚音有等の移動等の目前化の促進に関する仏律他目別則第0米の20足のる安件に関す	つ 事物
(1)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	0
(2)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第13号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計) には、○印の合計数を記入すること。
 - 3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合 に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に ○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に──印を、便 所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている 場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 - 8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 - 9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。